平成 26 年 2 月 13 日

各　位

会 社 名　応用地質株式会社
代表者名　代表取締役社長　成田　賢
（コード番号 9755　東証第 1 部）
問合せ先　取締役常務執行役員
事務本部長　河野 啓三
（TEL：03-5577-4501）

「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」ならびに、この基本方針を実現するための取組みの一部修正についてのお知らせ

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第 3 号、以下「基本方針」といいます。）ならびに、この基本方針を実現するための取組み（同条第 3 号ロ）について、平成 24 年 10 月 16 日開催の取締役会で決議し開示しております。

その後、基本方針を実現するための取組みとして説明しておりました当社グループの長期経営ビジョン OYO2020 は、第 2 期の中期経営計画 OYO Hop10 が終了し、第 3 期の中期経営計画 OYO Step14 がスタートいたしました。

このため、当社は、基本方針を実現するための取組みについて、長期経営ビジョンの進捗状況を加えて修正し、継続して取組むことを、平成 26 年 2 月 13 日の取締役会で決議いたしましたのでお知らせいたします。（修正箇所は、下線部分で示しております。）

なお、現時点において、当社の株式に対して大規模買付行為が行われているわけではありません。また、本基本方針ならびにこの基本方針を実現するための取組みは、新株及び新株予約権の割当てなどを用いた具体的な買収防衛策の導入について定めるものではありません。しかし、将来、大規模買付行為がなされた場合に、株主及び投資家の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくために必要かつ十分な情報及び時間を確保・提供するための手続きを予め定めておくことが必要であると判断して制定しております。

記

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものでない限り、一概に否定されるものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的などから見て、企業価値・株主共同の

利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容などについて検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。

この実現に資する取組みとして、当社は、当社の株式に対する大規模買付提案がなされた場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、まず、当社取締役会が情報の収集及び検討などを行い、その結果や当社取締役会としての意見を株主の皆様に開示することにより、当社の株主の皆様が十分な情報のもと、適切なご判断を行って頂けるような仕組みを構築することが不可欠であると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様から経営を負託された機関として、株主の皆様の意思を最大限尊重しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対処していく所存です。

Ⅱ　基本方針を実現するための当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(1)）として、中長期的な視点に基づいた経営への取組みこそが当社グループの企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものと考えています。

（１）長期事業計画の実行による企業価値向上のための取組み

当社グループは、「人と自然の調和を図るとともに、安全と安心を技術で支え、社業の発展を通じて社会に貢献する」との経営理念に基づき、社会・経済環境、営業環境等の急激な変化に対応した経営戦略の見直しを行い、実現したいビジョンを明確にした「応用地質グループ長期経営ビジョン（OYO2020）」を 2009 年に発表しました。

この OYO2020 では、2020 年に向けて、日本のみならず世界が求める「持続可能な社会の構築」に貢献する、社会科学的な視点も備えた、地球科学に関わるグローバルな総合専門企業グループとなることを長期目標としております。

なお、当社が貢献すべき主要なテーマは以下のとおりです。

①安全と安心の確保

②地球環境問題への対応

③エネルギー・資源問題への対応

④豊かな暮らしを支える公共インフラ問題などへの対応

そして、2020 年までの道程を助走も含めた三段跳びに例えて４段階に分け、2009 年を第１期準備計画段階:「助走（具体的な一歩を踏み出す)」、2010 年～2013 年を第２期試行段階:「ホップ」、2014 年～2017 年を第３期施策展開段階:「ステップ」、そして 2018 年～2020 年を改革の成果をあげ大きく発展する第４期飛躍段階:「ジャンプ」として推進しています。

（２）長期経営ビジョン OYO2020 における当社グループの基本戦略

①ブランド戦略

当社は、1957 年の設立以来、お客様の課題を十分に理解したうえで、ニーズを的確に把握し、最適なソリューションを提供することで、お客様の「信頼」「安心」「期待」にお応えすることがブランドであり、提供する商品・サービスのお客様から見た付加価値を高めることにより企業価値の向上を図る戦略が「ブランド戦略」であると考えてきました。

そして東日本大震災からの国土の復旧・復興に向けた貢献を通じて更に OYO ブランドの向上を図るべく事業展開を行っています。このブランドイメージを支える主要な強みは以下のとおりです。

・防災分野、環境分野、建設分野、維持管理分野、エネルギー分野等、脆弱な日本の国土において持続可能な社会を構築するために必要な分野で事業展開をしている。
・国内を中心に、地盤情報や災害情報に係る膨大なデータ、知見を保有している。
・地震、豪雨等の自然災害発生時の対応を含め、当社グループの技術力、対応力に対して公共機関を中心として、お客様から大きな信頼を得ている。
・計測機器事業部門を持ち、調査から計測まで幅広いソリューションを提供できる。
・国内外に地球科学に係る多様なグループ会社を保有し、海外計測機器事業においては、オンリーワンの物理探査機器メーカを保有している。

②KIPS 技術戦略

KIPS 技術戦略とは知識（Knowledge）・調査（Investigation）・予測（Prediction）・解決策（Solution）の４種に分類した技術の頭文字を並べ呼称したものです。

地球科学に係る確固たる基礎技術を保持するために、当社グループの以下の基盤技術の高度化を図り、それを当社グループの最大の強みとして発揮することにより差別化を図ります。

・知　識　⇒　地盤に係る膨大な情報のデータベース構築、科学技術的知見の集積
・調　査　⇒　調査技術、モニタリング技術の高度化
・予　測　⇒　モニタリング技術、シミュレーション技術の高度化
・解決策　⇒　コンサルタント力、評価技術（工学、社会、経済等）の高度化

そして、社会科学的な視点も備え、新たな価値や政策などを発信・提言する機能を有する地球科学系シンクタンク機能を当社グループ内に構築することを目標としています。

（３）長期経営ビジョン OYO2020 の進捗：第２期試行段階 OYO Hop10 の終了と第３期施策展開段階 OYO Step14 の着手

2010 年～2013 年の中期経営計画 OYO Hop10（以下、OYO Hop10）は、当社グループが大きく成長するために、様々な方策を試行・実行し、既存コア技術の強化や不足するリソースの入手を行うことにより、次の成長に向けた土台を構築する期間と位置付けました。そして、当社グループの調査・コンサルティング事業を中心に、「地域拠点戦略」から「事業展開戦略」への転換を基本方針として、成長に向けたビジネスモデルを再構築することを目指し、防災分野と環境分野を中心に積極的な取組みを展開いたしました。

OYO Hop10 の期間中には、未曽有の災害となった東日本大震災が発生し、この震災によって社会ニーズが変化するとともに、当社グループが注力すべき事業分野が明確となり、震災復旧・復興事業を中心として「事業展開戦略」を推進いたしました。これらの取組みの結果、OYO Hop10 で定めた業績目標を達成いたしました。

また、2014 年～2017 年の中期経営計画 OYO Step14（以下、OYO Step14）は、当社グループの持続的な成長に向けて、OYO Hop10 で実行した方策の試行結果と拡充した技術資源を活用することでこれまでの事業領域を拡大するとともに、そのために必要な経営基盤の強化に取組む計画です。そして、OYO Step14 では、過去最高水準の事業規模を目指すことにしております。

Ⅲ　大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）とは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ大規模買付けを開始できる、というものです。

なお、本ルールについては、平成 24 年 10 月 16 日に開示した内容に変更はございませんので、詳細は、弊社 WEBSITE（http://www.oyo.co.jp/）をご参照ください。

以上